

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づき、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和5年3月1日～令和7年3月31日までの期間

2. 内容

目標1 管理職に占める、女性労働者の割合を20%以上とする。

【対策】

- ・令和5年3月～
女性職員に対して、女性活躍推進に関する外部の啓発セミナーやマネジメント研修などへ派遣し、女性職員の能力開発やキャリアアップを支援します。
- ・令和5年3月～
管理職層に対して、労基法、男女雇用機会均等法及びハラスメント防止等に関する講義を実施し、コンプライアンスの徹底とともに、女性の活躍推進に関する意識向上を図ります。
- ・令和5年3月～
女性の活躍推進に関する課題とその解決策を女性社員自らが検討するための、女性のネットワークを設けます。